

中華人民共和國商標法改正草案について

I. 中華人民共和國商標法（以下「商標法」という）改正の必要性

党中央委員会と國務院は、知的財産に関する作業を非常に重要視しており、第20回全人代重要報告の中には「法の支配下での知財保護の強化と、総合的イノベーションを支える基本システムの形成」が掲げられている。習近平総書記は、第19期中央委員会政治局第25回集合研究において、「知的財産権の保護における法律レベルを向上させるべきであり、民法の関連規定を厳格に適用しつつ、関連法規の整備を加速し、“商標法”等の改正を調整することで各法域間の整合性を高めるべき」と指摘している。また、「知財強国構築概要(2021-2035)」では、“社会主義現代化のための知的財産制度を構築し、全面網羅した法制度を構築し、緊密な構造と内外の調整を行い、実情に応じて適時に「商標法」改正する”ことが求められている。「国家知的財産権の保護と活用に関する第14次5カ年計画」では、“知的財産権関連法律法規を健全化し、商標法等の関連法律法規の改正を一体的に推進する”旨が求められている。2016年11月、中国共産党中央委員会及び國務院は「法による財産権保護を財産権保護制度により完備することに関する意見」を公布し、「財産権保護制度の改善を加速させ、物権、契約、知的財産権の関連法制度を整備しなければならない」と提示した。2021年施行の「民法典」には知的財産権保護の重要な原則が確立されている。商標は、知的財産権の保護客体の一つであり、民事上の主体は専用権を享受できる。「商標法」は商標権を保護する個別法であり、「民法典」が確立する原則と精神の遵守を基礎として更に法整備されることが必要である。

「商標法」は、知的財産分野における重要な単独法であるだけでなく、市場関係主体の事業活動の秩序を規制する重要な法律の一つでもある。1983年3月1日の施行以来、消費者及び生産者、事業者の利益の保障、市場秩序維持等のために重要な役割を担っている。また、わが国の現行「商標法」は、1993年、2001年、2013年、2019年と四度の改正を経ている。社会主義市場経済の発展の深まりに伴い、市場関係者は知的財産権をより強く意識し、ブランド構築をより重要視し、膨大な商標の需要を生み出す一方で一連の問題を招来させた。具体的には以下に現れている。商標を「登録するが使用しない」事象は比較的よく見られる。

「商標の買占め」「遊休商標」は正しいビジネスニーズを有する市場関係者の商標登録取得の障壁となっている。悪意の商標登録が依然として存在し、特に公共資源、流行語、突発的事件特有の言葉、有名人の氏名等の冒認登録が頻繁となり、「ブランドの不正利用(傍名牌)」「フリーライド」「流行語の先取り」が繰り返されている。商標権の保護は依然として困難であり、名目的譲渡や迂回登録等の手続的問題は当事者の権利維持のための高コスト化の問題を生じさせる。不正な権利行使や権利濫用が随時発生し、利益目的の訴訟や甚だしきは悪質な訴訟等の問題が日増しに顕著となってきている。2019年に「商標法」の個別条項が改正され、商標登録の買占め対策と商標権の保護強化等にプラスの効果はあったものの、改正内容は非常に限定的で、商標分野に存在する問題を総合的に解決できていない。

上記のような現象は、「商標法」が発展する実務ニーズに応えられていないことを反映している。第一に、商標制度が「登録重視、使用軽視」に設計され、登録前の使用意思について重視しておらず、登録後の使用義務にも関心が足りないこと。第二に、悪意の商標登録を撲滅させるための範囲及び強制力が脆弱であり、全体をコントロールし厳しく取り締まるための対策が十分な効果を発揮していないこと。第三に、商標権付与と権利確認の手続きが複雑で、相互間の調整が不十分であり、手続きの濫用抑制と当事者の手続上の利益保障の規範はなお改善される余地があること。第四に、商標権の保護強化の規定を充実する必要があり、インターネットにおける商標権侵害行為の対する規制が不十分であり、馳名商標の保護に関する規則も完全ではないこと。第五に、商標法制度が「質の高い発展」という時代的要求に遅れをとっており、商標の使用を促進し公共サービスを向上させるための法治支援が十分ではなく、国務院の提唱する“放管服（行政のスリム化と権限委譲）”改革の精神をよりよく実現させるために法律法規の改善が必要であること、が主に挙げられる

また、商標は市場経済活動と密接に関係しており、社会の各方面から「商標法」改正には高い関心が寄せられている。この5年において、全人代及び政協委員が提出した「商標法」改正法案、提案及び提言は40件以上にのぼる。

したがって、習近平総書記が示す重要ポリシーを貫徹し、知財強国を建設する目標を実現するために、財産権保護制度がより完全なものとなり、現在の商標業界に顕在化している問題を解決し、社会的関心にタイムリーに対応すべく「商標法」を更に改正する必要がある。かかる実際の国内ニーズに立脚し、海外立法と実務的経験を参酌し、現実問題を中心として商標法制度を改善し、商標の法による登録、秩序ある使用、厳格な保護を保障し、ビジネス環境の最適化に尽力し、社会主義市場経済の質の高い発展を促進させる。

II 商標法改正の基本的な考え方

習近平新時代の特色ある中国の社会主義思想と習近平の法治思想を基本的指針とし、第20回中国共産党全国大会の精神を全面的に実行し、中国共産党中央委員会と国務院の知的財産権業務の決定と配置を確実に遂行し、正しい政治的方向性を堅持し、中国の特色ある国際動向に合致した未来の発展に合った数億の市場主体に利益となるハイレベルな商標法制度を構築し、知財強国の建設と高質な社会経済の発展に貢献するものとする。第一に、正義と革新を堅持し未来に向かって経済社会の発展的規律を正確に把握し、立法の先見性を高めること。第二に、問題志向を堅持し現実を出発地点として実務において顕かになった体制上、関連上かつ運用上の問題を効果的に解決し、社会の関心事に積極的に応えること。第三に、国情立脚を堅持し、世界を見据え、国際的な商標制度の発展的趨勢を見極めつつ、制度の基礎を固め、より互恵的かつ包括的なバランスのとれた商標制度を構築すること。第四に、科学、民主及び合法的な立法を堅持し、立法の論証、研究、評価を強化し、法的執行力を高めること。第五に、安定維持と経済成長促進の原則を堅持し、「商標法」改正に関わる準備作業を着実に進める一方で立法作業も積極的に推進させること。

今般の「商標法」改正は、人民を第一とし、社会正義と公正な競争市場秩序を維持し、質の高い経済社会の発展に奉仕するという理念を堅持し、権利保護と公共の利益、社会的効果と先行権利とのバランスに一層の注意を払い、権利行使の境界を明確にし、不十分な公益保護の問題を解決するものである。また、引き続き商標使用の義務を強化しつつ、現行登録制度の維持を基礎にその欠点を補うものである。商標の権利付与と権利確認の手続きを最適化させ、商標審査及び審判、運用管理、行政執行、司法裁判の各ステージを効率的かつ相乗的に推進する。更に、科学技術の進歩と経済社会発展へのニーズに総合的に対応し、全面的に応えられるものとし、商標業界のデジタル化と高度化を支援し、商標ブランドの運用促進支援と、公共サービスの水準の向上に努めるものである。

III. 起草プロセス

「商標法」改正の準備作業は、2018年に正式に開始され、2019年には悪質な出願及び登録の買占行為を効果的に規制し、商標権の保護を強化すべく、「商標法」の個別条項が改正された。同時に、国家知識産権局は、「商標法」全面改正の研究及び実証作業を持続的に推進し、まず14項目の研究課題を展開させ、地方知識産権管理部門、企業、商標代理組織を対象に20数回の調査を組織的に行い、関係部門組織委、司法機関、専門学者の意見や提案をヒアリングする座談会や専門家検討会等も開催した。国家知識産権局は、2022年に特別作業部会を設置、「商標法」及びその実施条例の改正作業を推進し、「商標法」改正に関わる重要な課題について更に議論を深め、調査研究及び意見収集を実施した。かかる各方面の見解を基礎として「中華人民共和国商標法改正草案(意見募集稿)」(以下、意見募集稿という)を起草した。

IV. 主な改正内容

改正草案では、商標法を全10章全101条に拡充することで、更なる制度の合理化を図っている。新設条項23条の追加、既存条項からの分離条項6条、実質的な改訂条項45条、現状維持条項27条である。主な改定内容は以下の通りである。

(一) 時代の変化によるニーズに応えつつ、社会経済の高質な発展に寄与する

科学技術の進歩と社会経済の発展のニーズに応え、市場関係者のさらなる利便性のために提供されるものである。第一に、理念を刷新し、立法趣旨の改善を図り、財産権の保護を強め、社会主義市場経済の高質な発展を促進するための制度趣旨とし(第1条)、商標行政業務が中国共産党の指導を堅持することを強調する(第2条)。第二に、行政改革後の政府部門の職責の変化に適応し、商標主管部門と地方の知財管理部門の職責を明確にすることで、商標分野の協力的統治機能を向上させる(第3条)。第三に、法律上の商標の概念を明確にし、商標の構成要素を拡大する(第4条)。第四に、「商標法」の制度的構造を最適化させ、総則部分を簡潔にし、「商標登録要件」と「商標の使用、役務及び商標ブランドの構築の促進」の二章を追加した(第2及び9章)。第五に、商標ブランド戦略を実施し、公共サービ

システムの構築強化を図る（第 91 条）。また、商標制度がブランド構築のための法治を保障し、各分野に商標ブランドの構築促進策の積極的な実施を促進させ、地域及び産業における経済的発展を促進するために寄与するものとする（第 92 乃至 94 条）。業務処理の電子化及び利便性を向上させ、商標情報の有効的活用を指導・促進し、商標登録簿の管理の規範化レベルを高める（第 95 乃至 97 条）。

（二）公正な社会正義を維持し、公正で競争力ある市場秩序を構築する

第一に、悪意の商標登録を更に規制すべく、商標登録出願は公序良俗に違背してはならない旨を強調する（第 14 条）。悪意の商標登録出願の具体的状況を明確にし（第 22 条）、「社会主義の核心的価値に反する」「中国の優れた伝統文化を害する」「広く知られた国内地理的名称」を使用禁止及び登録阻却要件を追加する（第 15 条）。商品についての単なる普通名称、図形、型番、技術用語のみの商標は登録されず、使用による識別力も獲得することはできないことを明規し（第 16 条）、悪意で抜け駆け登録された商標の強制移転制度を新設（第 45 乃至 47 条）、悪意に係る登録商標が無効審判により無効となった後に登録後の無効通知前の侵害行為については法律責任を負担することを明確にする（第 48 条）。悪意の登録商標に対する罰金額を引き上げ（第 67 条）、悪意の商標登録出願が他人に損害を生じさせた損失は民事上の賠償を負うこと、悪意の商標登録出願が国益、社会公共の利益又は著しい悪影響を与えたときは検察当局により訴訟が提起されることを規定する（第 83 条）。第二に、商標分野における誠実信用の徹底を強化し、欺瞞的又はその他の不正な手段による商標登録出願が悪意の商標登録出願に該当し、拒絶及び異議理由となることを明規する（第 22 条（2）号）。重大な事実の虚構や隠蔽又は故意による虚偽資料を提出する等の誠実信用に悖る行為は処罰する（第 32 条）。信用監督及び信用懲戒を強化する（第 87 条）。第三に、権利行使を規範化し、権利濫用を防止し、商標権を濫用し国益、社会の公共の利益又は他人の合法的權益に損害を生じさせてはならないとの原則的規定を新設（第 9 条）、商標権を不正に行使し公共の利益に重大な損害を生じさせ、著しい悪影響を生じさせたときは当該登録商標を取り消すことができる（第 49 条）とした。商標権行為の限界を明確にし、記述的使用の規定を整備し、善意の自己の氏名・名称・住所及び表示的使用等に係る正当使用の状況を新設する（第 62 条）。悪意の訴追に対する反訴賠償制度の導入（第 84 条）等。第四に、商標審査及び審判業務の社会的属性を強化し、公共の利益を保護する。受理の時点で明らかに重大な悪影響があることが明白なときは不受理とし（第 27 条）、予備査定後に禁用規定違反が判明したときは予備査定公告を職権で取り消すことができる（第 37 条）。第五に、商標代理に係る業界の監督管理を強化し、商標代理組織の参入条件を明確化し、商標代理サービスの質の向上を図る（第 68 条）。商標代理組織及びその構成員の責任及び義務を強化し、商標代理行為を規制する（第 69 条）。商標代理に係る業界の組織の責任及び義務を改善し、業界の自律機能をより発揮させる（第 70 条）。商標代理の違法行為を更に明確にし、違法な商標代理組織の責任者、直接責任者及び管理責任を負う株主の新任に制限的な要件を追加する（第 86 条）。

(三) 商標権付与及び確認の手続を改善し、“放管服（行政スリム化と権限委譲）”改革の成果を定着させる

第一に、商標審査と紛争解決の質と効率を向上させ、異議申立期間を短縮化する(第36条)。異議申立審査モデルを最適化することを前提に、異議による取消決定に対する不服審判手続を廃止し、当事者の権利取得と権利維持のコストを削減する(第39条)。第二に 手続間の調整を促進し、手続の重複及び行政資源の浪費を回避すべく、印紙代を支払わない商標登録出願の処理において、当該商標登録出願は提出されなかったものとみなす旨規定する(第27条)。手続の中止に対する規定を統一し、人民法院による商標の権利付与及び権利確認に係る行政事件の審理において事情変更の原則を適用しない規定を追加する(第42条)。重複登録の禁止に関する規定の追加(第14条、第21条)。同日出願手続を改善し、出願時の先後が区別できない場合に限って更に先使用の状況を考慮する(第25条)。商標が取消、抹消又は更新されなかった後の1年間の隔離期間の状況と始期終期を明確化する(第50条)。第三に、出願の撤回(第41条)と商標登録の抹消(第58条)の関連規定を追加する。

(四) 商標の使用義務の強化、商標登録の原点回帰制度への誘導

第一に、商標使用の概念を改善し、使用の基本的地位を強調し、役務商標とインターネット環境下における商標の使用行為規定を新設する(第59条)。第二に、出願段階で商標の使用又は使用の確約の要件を追加し(第5条) 商標登録後5年毎に商標の使用について積極的に説明する制度を設け、使用の状況または正当な理由を説明しないときは、登録商標に係る商標権を放棄したとみなし、抜き打ち検査の結果、説明が真実でない認められる場合は登録商標を取り消すことができる(第61条)。第三に、取消制度を整備し、商標が継続して3年の不使用である場合の取消制度は現状保留することを基本とし、より良い公益保護を考慮すべく「登録商標の使用により関連公衆が商品又は役務の質、場所又はその他の特徴を誤認する場合」「登録商標の使用又は商標権の行使が公共の利益に甚だしい損害を生じさせ、著しい悪影響を及ぼす場合」「団体商標、証明商標の管理又は使用が不当で消費者に損害を与え、社会に悪影響を及ぼす場合」の三種類の取消要件を新設し、公益を害する後二者は職権で取り消すことができるとした(第49条)。

(五) 商標権の保護強化と商標の侵害行為の対応

第一に、商標権の保護強化と、電子商取引活動を通じた商標権侵害行為に対抗する(第72条)。商標紛争を多様に解決する仕組みを改善し、仲裁、行政裁決及び非侵害確認訴訟等の規定を増設する(第74条)。行政罰及び刑事罰との連携を強化し、商標権侵害の行政事件と刑事事件の調査及び取り締まりにおける双方向の移送メカニズムを明確化する(第75条)。違法な商標の調査及び取り締まりの法執行措置の改善(第76条)。商標権侵害の賠償額の算定方法の最適化、賠償額には権利者が支払った合理的費用も含めることを明確にし、懲罰的賠償の適用要件を「悪意」から「故意」に修正し、「民法典」の規定と一致させる(第77条)。商標権侵害の公益訴訟を導入し、国益や公共の利益を損なう商標権侵害に対抗する(第78条)。第二に、馳名商標の保護を強化し、「ブランドの不正利用(傍名牌)」「フリーライ

ド」等の公正な競争を阻害する行為を取り締まり、「馳名商標の認定」を「商標の馳名情況の確認」に変更し、より行政認定の色彩を薄め、馳名商標にはその顕著性及び知名度に相応した保護範囲と強い保護を与える（第 10 条）。未登録の馳名商標の保護を強化し、広く公衆に知られている馳名商標に対しては希釈化防止の保護を与える（第 18 条）。

（六）商標の監督管理を強化し、商標の違法行為を規制する。

第一に、商標の違法行為及びその法的効果を明確にし、登録商標を無断で改変した場合の罰金と商標権侵害を構成した場合の措置規定を新設する（第 64 条）。第二に、地理的表示の保護を強化し、地理的表示が含まれる未登録商標を当該表示によって示される地域が原産地でない商品に使用し公衆に誤認を生じさせた場合の行政処罰と共に、違法商品の販売や商標法違反に対する幫助の提供行為についても訴追する（第 65 条）。第三に、法執行実務及び均等処罰の原則に基づき、馳名商標たる文字を違法に使用した場合の罰金幅を 10 万元の固定額から 10 万元以下に修正する（第 66 条）。第四に、団体商標及び証明商標に係る商標権者の監督管理を強化し、団体商標及び証明商標の譲渡の制限要件を規定し（第 57 条）、団体商標及び証明商標に係る商標権者が管理義務を履行せず、又は不正な権利行使をした場合の法的責任を明確にする（第 63 条）。

（七）その他の改正

第一に、商標登録、管理、拒絶査定不服審判、審理の業務に従事する公務員及び関係者の監督及び検査を強化する（第 88 乃至 90 条）。第二に、公認表示の届出に関する規定を追加する（第 99 条）。第三に、「民法典」により民事上の主体の表現を“自然人、法人又はその他の組織”から“自然人、法人又は法人格なき組織”に統一する改正を行う（第 63 条）。

V. 主な制度設計と考察

1) 悪意の商標登録を規制する具体的取り組み

悪意の商標登録は、商標業界で最も懸念されている問題である。2019 年商標法改正により悪意の商標買占め現象には既に強い打撃が与えられた。今般の改正では、公的資源、他人の既得権、社会主義の中核的価値等を悪意により先取りする行為に対して圧力を高めることに重点を置き、出願人の権利と他者の権益、社会の公共利益とのバランスを実現させる。また、罰金額を引き上げ、強制移転制度の新設、民事上の賠償責任の明確化、知的財産権の公益訴訟制度の構築等の有力な制度措置を講じ、商標登録出願の行為を厳しく規制することで、市場関係者の「徳ある登録」に導き、権利者の合法的権益を有効に保護し、商標の係争解決の効率を高め、また冒認者には更に高い代償を求めることで、冒認の風潮を止めていく。「商標法実施条例」において、悪意の商標登録出願が“甚だしい情状”や商標強制移転制度における“容易に混同を生じさせる移転”の具体的状況を更に詳細に草案化し、関連の部門規章及び規範文書の改正にも反映させ、運用ルールの明確化を図る予定である。

2) 重複登録禁止の基本原則の確立

商標は、商品又は役務の出所識別標識として、商品取引や市場活動の秩序維持に重要な機能

を發揮する。同一出願人が同一商標を同一商品又は役務について重複して登録出願することは、商品又は役務についての商標の出所識別機能を強化できないばかりか、消費者に混乱を生じさせる可能性もある。近年、商標登録出願の繰り返し現象が日増しに増加し、一部の商標登録者は三年不使用による取消を防ぐため三年毎に同一商標を重複し登録出願する「リレー出願」戦略までが採用され、更に一部の商標登録者は商標の異議申立や無効宣告を防ぐために頻繁に商標登録出願を繰り返している。かかる重複登録は法的責任を回避し、先行権利者の権利保護を困難とする手段になるばかりか、限られた商標審査のリソースを消耗させ、商標登録及び管理の秩序を錯乱させるものである。今般の「商標法」改正においては、物件法の「一物一権主義」の原則を参考とし「特許法（専利法）」の重複授權（ダブルパテント）の規定を参酌しながら、登録商標の「一商標一権利」の価値観を強調し、重複出願の禁止の原則を確立し、元の商品及び役務について商標登録出願を悪意で繰り返すこと、及び商標権の消滅後に即時重ねて新たな商標登録出願を行う等の不正な行為を規制する。但し、企業の商品ブランドのアップグレード及びその他の正当な目的による商標登録出願については規制の対象に含まれないことを明確にし、同時に関連する審査基準と運用規則の研究及び実証を強化させる必要がある。

3) 商標審査及び審判手続きの制度整備の最適化

行政機関が行政上の決定を下した後に、行政手続きにおいて一般的に当事者には救済の機会が与えられるべきであり、これは行政機関の自己是正の仕組みでもあり、公平性や合理性を保障するのみならず行政の効率性にもつながるものである。構造改革前は、商標異議案件は商標局で審査され、異議による取消決定後の不服審判は旧商標評審委員会で審理されていた。しかし、構造改革後は、実体審査、異議申立、拒絶査定不服審判の決定は全て国家知識産権局により行われ、同一争議において同一の行政機関が三つの行政手続に関与する状況が生じ、通常の行政二審制とは矛盾し、手続きが複雑化するばかりか、当事者は不服申立の実質的な有効性と審査基準の整合性にも疑問を残すものとなっている。当事者の権利取得及び権利保護のコストを削減し、紛争解決の効率化を高めるべく、今般の「商標法」改正では、商標異議の取消決定後の不服審判手続きを廃止することが提案された。同時に、異議申立ての審査モデルの最適化に注力し、略式審査手続を追加と異議事件内容による繁簡分離を実現させ、複雑事件には審尋や口頭審理の導入等を検討し、全面的に商標異議審査の質と効率を高め、当事者の係争を行政手続きにおいて効果的に解決し、異議申立手続きの価値と役割をよりよく發揮できるようにする。

4) 商標使用義務に関する制度設計の継続的強化

2022年11月現在、わが国で有効な商標登録件数は4233.7万件に達したが、中には大量の“登録不使用”商標が含まれて、過剰な資源占有のみならず、イノベーションや起業主体が登録商標を取得することがますます困難になっている。商標登録が「使用するための登録」制度への原点回帰を促し、「ゾンビ」商標を速やかに一掃し、遊休の商標リソースを放出し、本来的に自社ブランドの確立が必要な市場関係者が商標登録を取得し商標保護を受けられ

るようにするため、商標登録出願時に商標の使用を約束する制度と、商標の存続期間中に使用声明書を提出する制度の新設と併せて使用状況の説明に対して抜き打ち検査制度と共に当該検査による不実の場合の登録商標の取消規定の追加が提案されている。商標登録出願当初から登録後に至るまで、商標が真に事業活動において実際に使用されているかを継続的に注目することで、必要に応じた出願、適度の保有、使用重視、不使用の商標排除という商標登録と使用の秩序が形成される。また、過度に商標権者を増加させないよう執行にはより注意が必要であり、より有効な制度活用のためには使用確約書や使用状況説明書等がシンプルかつ運用しやすい方法を採用することが提案されている。

5) 商標代理業務の参入要件を設定する際の主な検討事項

2003年、国務院は、商標代理組織と商標代理人資格の二つの行政認可を廃止し、商標代理業務の参入基準を廃止し、商標代理業務は工商登記さえすれば実施できるとの文書を公布した。経済社会の急速な発展及び商標登録出願の持続的増加に伴い、商標代理市場の規模は急速に拡大し、業界の無秩序な発展と監督管理の欠如の問題が日増しに顕著となり、市場秩序を損なう不誠実な行為が大量に発生している。代理組織の一部は、長期に亘り悪意の冒認登録、大量の買占、及び不当な権利維持等の違法な信用失墜行為に従事し、依頼者の利益及び商標代理市場の秩序に損害を与えている。また、一部の組織は、海外の商標登録出願過程において故意に証拠を偽造し、虚偽の資料を提供し、国際的に劣悪な影響を生じさせ、深刻な結果を招来しており、海外における中国商標ブランドの保護と国家イメージに甚だしい負の影響を及ぼしている。今般の「商標法」改正では、商標代理組織の参入要件を規定し、商標代理行為を更に規制することが提案されている。